

## 大川市認知症カフェ運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大川市認知症カフェ運営補助金（以下「補助金」という。）の交付について、大川市補助金等交付規則（昭和56年大川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、認知症になっても、住みなれた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、また、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、地域の実情に応じて、認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが参加し、集うことができるように、認知症カフェの運営を支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において認知症カフェとは、認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集い、交流や相談、情報交換等を行う場として自主的に運営される拠点をいう。

### (交付対象の事業)

第4条 この補助金の対象は、「認知症カフェ」を運営する事業で、「要領」で定める事業とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額から、利用者負担金その他収入額を控除した額とする。補助対象経費は要領で定める経費とする。ただし、1団体等につき開催回数に5,000円（同一年度内16回を限度とする）を乗じて得た額と、本補助金の交付が初年度の団体等に限り開設経費として2万円を加えた金額を上限とする。

2 申請の状況によっては補助額を按分するなど、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助事業者)

第6条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、本市において認知症カフェを運営し、次の要件を全て満たす団体等とする。

- (1) 大川市内に所在し、認知症の人やその家族に対する支援を行う団体等であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (3) 大川市暴力団排除条例（平成22年条例第8号）第2条に規定する暴力団または

暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(4) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できると市長が認める団体であること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、別に定める時期までに大川市認知症カフェ運営補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(補助金の審査)

第8条 市長は前条の規定により補助金の交付申請書を受理したときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査するものとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、審査を行い、適当と認めるときには、補助事業者に補助金の交付決定を通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 市長は、第13条に定める補助金の額の確定後、第14条に定める補助事業者からの請求に基づき補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、概算払の請求をしようとするときは、大川市認知症カフェ運営補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、大川市認知症カフェ概算払交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知し、交付決定した補助金の2分の1を限度に概算払をするものとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、市長に大川市認知症カフェ運営変更承認申請書(様式第6号)を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、事業終了後速やかに大川市認知症カフェ運営実績報告書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければ

ばならない。

2 市長は、前項に定める書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、大川市認知症カフェ運営補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部の取り消し、若しくは返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の決定、若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 書類の記載事項が事実と相違するとき。
- (3) 前各号のほか不正の事実が認められるとき。
- (4) 補助事業の完了後に、事業の目的に沿った事業を実施しないとき。

(関係書類の整理等)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しておくなければならない。

(要綱の見直し)

第17条 この要綱に基づく大川市認知症カフェ運営補助金については、概ね一会計年度ごとに、実施状況、財政事情その他の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日より適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日より適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日より適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日より適用する。